

令和7年度の利用定員の設定について

令和7年1月30日

▼利用定員の取扱い

- ・本日の審議を経て、**令和7年度の市の利用定員として県へ届出を行う。**
- ・「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」で定めた「令和7年度の量の見込み(教育・保育の需要量)」に対して、「今回設定する令和7年度の利用定員数」に「令和7年4月時点で事業を実施する(見込みを含む)企業主導型保育事業の地域枠」を加えたものを「確保内容」とし、不足部分については、次年度の待機児童の状況も踏まえ、今後も保育定員の拡充を検討する。
- ・令和6年4月1日時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業143施設のうち、利用定員の変更を希望する施設及び事業(23施設)を除く、120施設は、令和6年度の利用定員と同数に設定する。

▼目次

1. 令和7年度に利用定員を変更する施設等(区域別) … P2、P3
2. 令和7年度利用定員(教育・保育給付認定区分別、施設区分別) … P4、P5
3. 令和7年度の確保内容の見込み(事業計画ベース) … P6
4. 参考… P7、P8

令和7年度の利用定員の設定について

1. 令和7年度に利用定員を変更する施設等(区域別) ★=類型変更

区域	施設 類型	園名	令和7年度利用定員							令和6年度からの増減						
			教育	保育				合計		教育	保育				合計	
			1号	2号	3号		計			1号	2号	3号		計		
					0歳	1・2歳	小計					0歳	1・2歳	小計		
①中心部	新制度幼稚園	ロザリオ幼稚園	150						150	▲ 30						▲ 30
	幼保連携型	認定こども園 コイノニア幼稚園 リベカ清水保育園	80	75	8	37	45	120	200	▲ 10	10	0	0	0	10	0
	幼保連携型	学校法人 勝愛学園 幼保連携型認定こども園	180	250	15	95	110	360	540	▲ 220	166	7	47	54	220	0
	幼保連携型	認定こども園 さくら幼稚園	54	54	0	27	27	81	135	▲ 45	33	▲ 3	15	12	45	0
	幼保連携型	幼保連携型認定こども園 愛媛幼稚園	105	30	6	24	30	60	165	▲ 45	0	0	0	0	0	▲ 45
	幼稚園型	認定こども園 すみれ幼稚園	35	44	5	21	26	70	105	▲ 10	0	0	0	0	0	▲ 10
	保育所型	認定こども園 ジャックと豆の木園	15	59	9	32	41	100	115	0	0	6	▲ 6	0	0	0
	保育所型	認定こども園 アイドル園	5	32	13	25	38	70	75	0	15	5	10	15	30	30
	小計(8施設)									▲ 360	224	15	66	81	305	▲ 55
②北東部	幼稚園型	認定こども園 育英湯山幼稚園	50	51	0	9	9	60	110	▲ 20	0	0	0	0	0	▲ 20
	小計(1施設)									▲ 20	0	0	0	0	0	▲ 20
③東部	新制度幼稚園	梅花幼稚園	40						40	▲ 30						▲ 30
	幼保連携型	松山しののめ認定こども園	60	54	6	30	36	90	150	▲ 15	▲ 18	0	8	8	▲ 10	▲ 25
	幼稚園型	認定こども園 育英幼稚園	72	73	0	15	15	88	160	▲ 71	3	0	3	3	6	▲ 65
	小計(3施設)									▲ 116	▲ 15	0	11	11	▲ 4	▲ 120
④南部	保育所	南保育園		65	15	40	55	120	120		▲ 25	0	▲ 15	▲ 15	▲ 40	▲ 40
	保育所	★南高井保育園		26	6	13	19	45	45		26	0	0	0	26	26
	小計(2施設)									0	1	0	▲ 15	▲ 15	▲ 14	▲ 14

令和7年度の利用定員の設定について

1. 令和7年度に利用定員を変更する施設等(区域別) ★＝類型変更

区域	施設 類型	園名	令和7年度利用定員							令和6年度からの増減						
			教育 1号	2号	保育 3号			計	合計	教育 1号	2号	保育 3号			計	合計
					0歳	1・2歳	小計					0歳	1・2歳	小計		
⑤西部	保育所	富久保育園		0	0	0	0	0		▲ 10	▲ 2	▲ 8	▲ 10	▲ 20	▲ 20	
	新制度幼稚園	番町幼稚園	300				0	0	300	▲ 300	0	0	0	0	▲ 300	
	新制度幼稚園	桃山幼稚園	270				0	0	270	▲ 210	0	0	0	0	▲ 210	
	小計(3施設)									▲ 510	▲ 10	▲ 2	▲ 8	▲ 10	▲ 20	▲ 530
⑥北西部	幼稚園型	認定こども園 育英第二幼稚園	155	105	0	40	40	145	300	▲ 5	▲ 4	0	4	4	0	▲ 5
	小計(1施設)									▲ 5	▲ 4	0	4	4	0	▲ 5
⑦北部	新制度幼稚園	和気幼稚園	75				0	0	75	▲ 15	0	0	0	0	0	▲ 15
	新制度幼稚園	みのり幼稚園	75				0	0	75	▲ 15	0	0	0	0	0	▲ 15
	幼稚園型	認定こども園 潮見幼稚園	25	30	0	0	0	30	55	▲ 10	0	0	0	0	0	▲ 10
	地方裁量型	認定こども園 つくし	10	41	9	20	29	70	80	0	8	0	2	2	10	10
	小計(4施設)									▲ 40	8	0	2	2	10	▲ 30
⑧北条	保育所型	認定こども園 慈童保育園	6	42	5	13	18	60	66	0	18	1	1	2	20	20
	小計(1施設)									0	18	1	1	2	20	20
合計(市内全体:23施設)										▲ 1,051	222	14	61	75	297	▲ 754

※⑨中島は利用定員の変更がないため掲載していない。

※主な利用定員減少の理由: 保育士不足による受入れ困難、申込児童数の減少

令和7年度の利用定員の設定について

2. 令和7年度利用定員

①教育・保育給付認定別

区域	教育			保育					合計 (教育＋保育)
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号			計 (2号＋3号)	
					0歳	1・2歳	小計		
①中心部	901	470	1,371	1,505	242	971	1,213	2,718	4,089
②北東部	257	144	401	213	27	99	126	339	740
③東部	869	0	869	651	85	390	475	1,126	1,995
④南部	1,558	960	2,518	963	177	543	720	1,683	4,201
⑤西部	768	655	1,423	658	84	341	425	1,083	2,506
⑥北西部	522	0	522	339	40	211	251	590	1,112
⑦北部	401	0	401	461	84	280	364	825	1,226
⑧北条	246	0	246	368	42	174	216	584	830
⑨中島	1	0	1	15	0	5	5	20	21
市内合計	5,523	2,229	7,752	5,173	781	3,014	3,795	8,968	16,720

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員。

※太枠内が今回設定する利用定員。

※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

令和7年度の利用定員の設定について

②施設区分別

区域	認定こども園							幼稚園			保育所					地域型保育事業				
	教育	保育					合計	教育			保育				保育					
	1号	2号	3号			計		1号	私学助成 等幼稚園	合計	2号	3号			合計	2号	3号			合計
			0歳	1, 2歳	小計							0歳	1, 2歳	小計			0歳	1, 2歳	小計	
①中心部	691	945	109	458	567	1,512	2,203	210	470	680	560	87	403	490	1,050	0	46	110	156	156
②北東部	65	61	0	9	9	70	135	192	144	336	152	24	74	98	250	0	3	16	19	19
③東部	699	385	31	186	217	602	1,301	170	0	170	243	27	120	147	390	23	27	84	111	134
④南部	1,238	553	85	246	331	884	2,122	320	960	1,280	410	64	211	275	685	0	28	86	114	114
⑤西部	198	357	25	118	143	500	698	570	655	1,225	301	40	169	209	510	0	19	54	73	73
⑥北西部	166	174	3	73	76	250	416	356	0	356	165	37	138	175	340	0	0	0	0	0
⑦北部	56	158	23	79	102	260	316	345	0	345	303	48	159	207	510	0	13	42	55	55
⑧北条	221	133	5	53	58	191	412	25	0	25	235	33	112	145	380	0	4	9	13	13
⑨中島	1	15	0	5	5	20	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内合計	3,335	2,781	281	1,227	1,508	4,289	7,624	2,188	2,229	4,417	2,369	360	1,386	1,746	4,115	23	140	401	541	564

※太枠内が今回設定する利用定員。

※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

令和7年度の利用定員の設定について

3. 令和7年度の確保内容の見込み(事業計画ベース)

・「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」のとおりに、「確保内容」は、特定教育・保育施設等の「利用定員(私学助成等幼稚園の認可定員数含む)(P4参照)」に「企業主導型保育事業の地域枠(令和7年度)」を加えたもの

▼各区域ごとの概要

区域	①令和7年度量の見込み					②令和7年度確保内容					②－①				
	教育	保育			合計	教育	保育			合計	教育	保育			合計
	1号	2号	3号	小計		1号	2号	3号	小計		1号	2号	3号	小計	
①中心部	945	1,310	953	2,263	3,208	1,371	1,559	1,365	2,924	4,295	426	249	412	661	1,087
②北東部	277	185	125	310	587	401	225	135	360	761	124	40	10	50	174
③東部	590	663	468	1,131	1,721	869	706	517	1,223	2,092	279	43	49	92	371
④南部	1,483	919	691	1,610	3,093	2,518	983	788	1,771	4,289	1,035	64	97	161	1,196
⑤西部	1,039	662	491	1,153	2,192	1,423	697	473	1,170	2,593	384	35	▲ 18	17	401
⑥北西部	343	271	190	461	804	522	339	251	590	1,112	179	68	61	129	308
⑦北部	333	499	379	878	1,211	401	461	369	830	1,231	68	▲ 38	▲ 10	▲ 48	20
⑧北条	189	290	172	462	651	246	368	216	584	830	57	78	44	122	179
⑨中島	2	13	3	16	18	1	15	5	20	21	▲ 1	2	2	4	3
市内合計	5,201	4,812	3,472	8,284	13,485	7,752	5,353	4,119	9,472	17,224	2,551	541	647	1,188	3,739

～参考～

<利用定員について>

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育給付認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの教育・保育給付認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

<利用定員を設定する上での前提事項>

- ・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。
(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)
- ・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。
{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}
- ・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。
- ・原則として“認可定員＝利用定員”。
ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

<利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県へ事後の届出が必要。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第3項)
- ・利用定員を変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第19.1版】No.104参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第43条

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<自治体向けFAQ【第19.1版】No.104(抄)>

定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。